

九州医学技術専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、医療分野における有為の人材を養成するために必要な知識及び技能を習得させるとともに、社会生活に必要な知的、道徳的人格の育成を、はかることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、九州医学技術専門学校と称する。

(設置場所)

第3条 本校を、長崎市葉山1丁目28番32号に設置する。

第2章 教育課程、修業年限、入学定員及び職員組織

(課程、年限、定員)

第4条 本校の教育課程、修業年限及び定員は、次のとおりとし、各学年とも1学級編成とする。

課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
医療 専門課程	臨床検査科	3年	40名	120名
医療 専門課程	医療秘書科	1年	30名	30名

- 2 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。
- 3 臨床検査科は、学校教育法第131条の2に定める特定専門課程であり、修了者は大学への編入学資格を有する。

(授業科目)

第5条 本校の授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

第6条 本校に、次の職員を置く。

- ① 校 長 1名
- ② 教 員 7名以上
- ③ 実習指導員 必要に応じて置く
- ④ 非常勤講師 必要に応じて置く
- ⑤ 事務職員 1名以上

第3章 学年、学期、休業日

(学年、学期)

第7条 本校の学年及び学期は、次のとおりとする。

- ① 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- ② 前項の学年は、次の二学期に分ける。
イ、前期 4月1日から9月30日まで
ロ、後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日。
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- ③ 夏季休暇 7月21日から8月31日まで
- ④ 冬季休暇 12月21日から1月 8日まで
- ⑤ 春季休暇 3月21日から4月 8日まで
ただし、期間の変更または臨時休校などの場合は、校長名をもってこれを公示する。

第4章 入 学

(入学資格)

第9条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者
(高等学校卒業程度認定試験合格者を含む)
- ③ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- ④ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣が指定したもの
- ⑤ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等と認定した在外教育施設の課程を修了した者
- ⑥ 文部科学大臣がこれらと同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第10条 本校に入学を志願する者は、次にかかげる各書類に入学選考料を添え指定期日までに提出しなければならない。

- ① 入学願書（本校所定のものに自筆記入する）
- ② 学業成績及び人物調書（出身校長作成）
- ③ 卒業証明書または卒業見込証明書
- ④ 写真（名刺型半身脱帽3カ月以内のもの）

(入学許可)

- 第11条 本校の入学許可は次のとおりとする。
入学志願者に対して学力、人物、身体検査などを行い、出身校長提出の書類を参考として、校長が入学を許可する。

(入学手続)

- 第12条 本校に入学を許可された者は、通知を受けた日から1週間以内に保証人2名(1名は学費負担者)を定め本校所定の誓約書に、入学金その他の諸学費を添えて提出しなければならない。

第5章 編入学、再入学、休学、復学、退学

(編入学、再入学)

- 第13条 次に定める者については、欠員のある場合に限り、編入学、再入学を許可することがある。
- ① 厚生労働大臣または文部科学大臣の指定した学校または養成所において編入しようとする学年に必要な知識技能を修得した者であって、かつ校長が編入を適当と認めた者。
 - ② 本校を退学した者で再入学を希望し校長が再入学を適当と認めた者。

(休学)

- 第14条 休学については、次のとおり定める。
- ① 疾病その他の理由により休学する場合は、別に定める休学願に医師の診断書その他必要な書類を添付し、予定期間を明記し、保証人と連署のうえ提出し、校長の許可を得なければならない。
 - ② 休学は、引続き1年をこえることができない。

(復学)

- 第15条 休学期間満了または休学期間中にその理由がなくなった時は、校長に復学を願い出て許可を受けなければならない。
- 2 復学が認められた場合は、原学年に復帰するものとする。

(退学)

- 第16条 学生が退学しようとするときは、その理由を明記して校長に願い出、許可を受けなければならない。
- 2 次の各号に該当する場合は、校長が、退学を命ずることがある。
 - ① 正当の理由なく授業料等を滞納し督促を受けても納入しない者。
 - ② 休学期間が経過しても復学手続をしないとき。
 - ③ 成績不良で成業の見込みがない者。

第6章 保証人、諸学費

(保証人)

第17条 本校学生の保証人については、次のように定める。

- ① 保証人は、独立の生計を営む者で、当該学生の在学期間中その一身上に関するすべての責任を負うものである。
- ② 保証人に関して変動が生じた場合は、ただちに学校へ届出なければならない。

(諸学費)

第18条 本校の入学金その他の学費は、次のとおりである。

(単位：円)

課程名	学科名	入学金	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)	入学選考料
医療 専門課程	臨床検査科	150,000	800,000	300,000	20,000
医療 専門課程	医療秘書科	100,000	400,000	350,000	20,000

第19条 既納の諸学費は、一切返還しない。

第7章 進級及び卒業

(進級)

第20条 削除

(卒業)

第21条 第4条に規定する期間在学し、第5条に規定する科目を履修した者について、卒業認定会議に諮り、校長が卒業を認定する。

(称号の授与)

第22条 前条により、医療専門課程臨床検査科を修了した者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士(医療専門課程)と称することができる。

第 8 章 賞 罰

(褒 賞)

第 2 3 条 学業成績の優秀な者及び品行、素行などが他の模範となると認められる者は、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第 2 4 条 学生が、学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は、戒告、停学、退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当する者に行う。

① 学力劣等で成業の見込みがないもの。

② 正当な理由がなく欠席、遅刻、欠科及び早退が度重なる者。

③ 素行不良で改善の見込みがない者。

④ 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者。

第 9 章 健 康 診 断

(健康診断)

第 2 5 条 学校長は、1年に1回学生の定期健康診断を行うほか、必要に応じ臨時に健康診断を行う。

第 1 0 章 雑 則

(雑 則)

第 2 6 条 本校の運営については、理事会で行う。

2 理事会の細則は、別に定める。

第 2 7 条 本校に聴講生（科目等履修生）制度を置くことができる。詳細については別に定めるものとする。

附 則

- 1 本学則は、昭和59年4月1日から実施する。
- 2 第3条および第18条第1項1号、3号、4号並びに第32条を改定する。
本学則は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から実施する。
- 2 この学則に必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から実施する。
- 2 第22条の追加、および旧第22条、第23条、第24条、第25条、の条番号を第23条、第24条、第25条、第26条に変更する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 第5条の別表の変更。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 第5条の別表（教育課程）を変更する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 新学科設置及び雑則変更に伴う変更。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 進級及び卒業の認定に係る変更。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 学費等の改訂に伴う変更。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 第5条（別表）、第9条、第18条、第25条の変更。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 第18条の変更。ただし、臨床検査科の維持費、医療秘書科の授業料の増額に関しては、平成32年4月1日から適用とする。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 第18条の変更。ただし、臨床検査科の授業料の増額、入学金の減額に関しては、令和7年4月1日から適用とする。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 第4条、第18条の変更。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 第5条の別表の変更。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 第4条、第5条、第9条、第22条の変更。